

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、エミレーツ航空労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 7 年 4 月 11 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事するエミレーツ航空会社の
全職場（千葉県、東京都、大阪府）

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 7 年 3 月 28 日

厚生労働大臣 福岡 資麿